

入札案件における最低制限価格の計算方法について

【建設工事】（令和4年5月1日改正）

- ① 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額※1に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。※2
- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
- ② 特別な事情があるときは、①の算定方法にかかわらず予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の値を乗じた額を、適宜設定する場合がある。※3
- ③ 算出に当たっては、アからエの額を合計した段階（有価物売却費がある場合は、有価物売却費を控除した段階）で、千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

※1 有価物売却費（設計上、控除項目として計上されるものを指す。）を直接工事費、共通仮設費、現場管理費又は一般管理費に計上せず、別に積算した建設工事については、アからエに掲げる額の合計額から有価物売却費を控除した額とする。

※2 ※3 ①のただし書き及び②に該当する場合については、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合又は端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。

【設計・調査・測量】（令和6年6月1日改正）

- ① 別表に掲げるそれぞれの業種区分ごとに、予定価格算出の基礎となった同表に掲げるアからエの合計額に100分の110を乗じて得た額。ただし、その額が予定価格に8.1/10を乗じて得た額を超える場合にあっては8.1/10を乗じて得た額とし、予定価格に6/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては6/10を乗じて得た額とする。なお、測量業務については、その額が予定価格に8.2/10を乗じて得た額を超える場合にあっては8.2/10を乗じて得た額とし、予定価格に6/10を乗じて得た額に満たない場合にあっては6/10を乗じて得た額とします。また、地質調査業務については、その額が予定価格に8.5/10を乗じて得た額を超える場合にあっては8.5/10を乗じて得た額とし、予定価格に2/3を乗じて得た額に満たない場合にあっては2/3を乗じて得た額とする。
- ② 特別な事情があるときは、①の算定方法にかかわらず10分の6から10分の8.1まで（測量業務にあっては10分の6から10分の8.2まで、地質調査業務にあっては3分の2から10分の8.5まで）の範囲内の値を乗じた額を、適宜設定する場合がある。
- ③ 算出に当たっては、【建設工事】③（※2 ※3を含む）と同様の方法で計算を行うこととする。

別表

業 種 区 分	ア	イ	ウ	エ
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5を乗じて得た額
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5を乗じて得た額

【土木施設維持管理】（令和6年1月1日新設）

① 予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に100分の110を乗じた額とする。ただし、その額が、予定価格に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の7.5を乗じて得た額とする。※

- ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額

② 特別な事情があるときは、①の算定方法にかかわらず予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内の値を乗じた額を、適宜設定する場合がある。※

③ 算出に当たっては、アからエの額を合計した段階（有価物売却費がある場合は、有価物売却費を控除した段階）で、千円未満の端数は切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じることとする。

※ ①のただし書き及び②に該当する場合については、予定価格の税抜きで計算を行うものとし、千円未満の端数を切り捨て、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。ただし、下限値を使う場合又は端数整理後の額が予定価格の税抜きに下限値を乗じた額を下回る場合は、千円未満の端数を切り上げ、端数整理後の額に100分の110を乗じた額とする。